

【日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類49件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

沖縄県において駐留米軍に提供している施設及び区域のうち、嘉手納飛行場等13施設が平成9年5月14日をもって使用期限が切れることとなっていた。これらの施設に関し引き続き米軍の使用に供するための必要な手続きが完了しない場合には、5月15日以降無権原状態になるため、それを避けるための法改正が必要となった。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留する米国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は同特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同特別措置法第5条の規定による認定があったものについて、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続きが完了しないときは、当該手続が完了するまでの間、適正な補償の下でこれを暫定使用することとするものである。

本法律案については、4月11日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、土地の暫定使用制度の必要性、本法律案が憲法第95条に規定する地方自治特別法に該当する可能性、収用委員会の裁決と公共性の判断、損失補償の性格、憲法第29条が保障する財産権との関係、日米安保条約の意義、駐留米軍の規模、構成及び海兵隊駐留の必要性、東アジアの軍事情勢、冷戦後の日本の防衛体制のあり方、沖縄の米軍射撃訓練の本土移転、沖縄振興策等について質疑を行った。

質疑終局後、前川委員（民主党・新緑風会）より本法律案を5年間の时限立法とする旨の修正案が提出された。

討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、4項目から成る附帯決議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年4月9日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年4月11日（金）（第2回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月14日（月）（第3回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、梶山内閣官房長官、池田外務大臣、久間防衛庁長官、稻垣沖縄開発庁長官、小杉文部大臣、三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年4月15日（火）（第4回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めるなどを決定した後、橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、久間防衛庁長官、稻垣沖縄開発庁長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年4月16日（水）（第5回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

元駐タイ大使

岡崎 久彦君

琉球大学法文学部教授

仲地 博君

早稲田大学政治経済学部教授

山本 武彦君

慶應義塾大学経済学部教授

島田 晴雄君

安保実施

法政大学法学部教授
弁護士

濱川 清君
金城 瞳君

○平成9年4月17日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、白川国家公安委員会委員長、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第81号) 賛成会派 自民、平成、民緑、自由、太陽
反対会派 社民、共産、二院
- なお、附帯決議を行った。
- 請願第166号外23件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(閣法第81号)

【要旨】

本法律案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないものにつき、手続完了までの間の暫定使用ができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣が使用の認定をした土地等については、使用期間の末日以前に裁決の申請等をした場合、損失補償のための担保を提供して、明渡裁決による明渡期限までの間、引き続き暫定使用ができるものとする。
- 2 担保の提供は、暫定使用期間中の6月ごとに損失補償額に見合う金銭を供託して行う。
- 3 暫定使用の間の損失補償は土地収用法の補償に準じて行う。

4 本法律の施行日前に必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等で裁決の申請等を行っているものについても、経過措置として暫定使用できるものとする。

5 本法律は公布の日から施行する。

〔附帶決議〕

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県に米軍基地が極度に集中している実態とこのことが県民生活に様々な影響を及ぼしていることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 日米安保条約の義務を果たすべく、沖縄県民の負担を全国民が担うとの考え方に基づき、在沖縄米軍基地問題に最大限の努力を払うこと。
 - 2 沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速に実施するよう努めること。また、引き続き、米軍基地の整理・統合・縮小等に全力で取り組むこと。
 - 3 アジア・太平洋地域の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国政府と協議すること。
 - 4 沖縄振興策等の立案、実施に当たっては、沖縄の歴史的、地理的特性を活かし、制度・予算を含め、積極的に取り組むこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

• 内閣提出法律案（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
81	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	9. 4. 3 9. 4. 11	9. 4. 17 可 附帯決議	9. 4. 17 可 決	9. 4. 4 安保土地 特 委	9. 4. 10 可 決 附帯決議	9. 4. 11 可 決	
			○9. 4. 11 参本会議趣旨説明	○9. 4. 4 衆本会議趣旨説明					
			○9. 4. 17 竹村泰子君修正案提出	4. 17 否決					